

カルチャークラブ

＜消費税の軽減税率の適用について＞

FPネットワーク神奈川会員 須藤 毅一

消費税率アップがいよいよ1ヶ月後に迫ってまいりました。平成元年に3%でスタートした消費税ですが、平成9年4月1日より5%（消費税4%+地方消費税1%）になり、さらに平成26年4月1日から現行の8%（消費税6.3%+地方消費税1.7%）となりました。それが令和元年10月1日より10%（消費税7.8%+地方消費税2.2%）となり、同時にわが国では初めて軽減税率が導入されます。

軽減税率の対象となるのは「酒類・外食を除く飲食料品」と「週2回以上発行で定期購読される新聞」で、これらは10月1日以降も8%（ただし内訳は消費税6.24%+地方消費税1.76%）となります。

この消費税の増税分は、近年の社会保障費の増加に充てられることになっておりますが、家計に直結する負担増となるものです。とくに、軽減税率の適用関係については紛らわしいケースがあり、注意が必要ですので、いくつかの例についてご紹介いたします。

■ 「外食」に該当するかしないかの判断

フードコートやイートインスペースのある食料品店などにおいて、その場で食事をした場合は「外食」に該当するので10%、テイクアウトで持ち帰った場合には軽減税率の対象となるので8%となります。これは会計の際の客の意思表示により適用されることとされておりまので、テイクアウトを希望される場合はその旨を明確に意思表示するようにしましょう。

■ 「酒類」に該当するかしないかの判断

「酒類」とは酒税法に規定するアルコール度数1度以上のものをいいます。ビールやワインなどのアルコール飲料、みりん、料理酒などが「酒類」に該当し、軽減税率の対象外ですので10%となります。

NPO法人 FPネットワーク神奈川

横浜市西区桜木町7-42 八洲学園横浜ビル7階
TEL 045-620-3690 FAX 045-620-3695 メール info@fpnk.org



NPO法人 FPネットワーク神奈川

カルチャークラブ

ノンアルコールビールや甘酒、みりん風調味料、酒類を原料とした菓子などは「酒類」に該当しないので、軽減税率の対象となり8%となります。

■ 「医薬品・医薬部外品等」は軽減税率の対象外

「医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全の確保等に関する法律」に規定する「医薬品・医薬部外品等」に該当する栄養ドリンク等は軽減税率の対象外となるので10%となります。

これらに該当しない特定保健用食品（いわゆる「トクホ」）や栄養ドリンク風清涼飲料水などは「飲食料品」に該当し軽減税率の対象となりますので8%となります。

■ミネラルウォーターは8%、水道水は10%

ミネラルウォーターなどの飲料水は「飲食料品」に該当するので8%ですが、水道水は飲み水としてのみに使用されるだけでなく、炊事、風呂、トイレなど生活用水としても供給されるので軽減税率の対象外となり10%となります。

このほか、「飲食料品」とともに提供される保冷剤や箱の代金や送料などについては本体の代金との区別がない場合は一体として軽減税率が適用となり8%、区分されている場合は本体のみ軽減税率が適用されて8%ですが、その他の部分については10%になります。

消費税の増税が消費者に与える負担増と、増税後の買い控えなどがおきないようにするための措置として一定の世帯に対して商品券が配布されますし、キャッシュレス決済利用によるポイント還元など税制とは別の制度も準備されています。こうした制度を賢く利用し、増税前に慌てて必要な無いものまで購入してしまったりすることが無いよう冷静に対応しましょう。

NPO法人 FPネットワーク神奈川

横浜市西区桜木町 7-42 八洲学園横浜ビル 7 階
TEL 045-620-3690 FAX 045-620-3695 メール info@fpnk.org